

## 第 21 回人口・社会統計部会審議結果概要

1 日 時 平成 22 年 11 月 5 日（金） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

### 3 出席者

（委員）阿藤部会長、津谷部会長代理、安部委員、佐藤専門委員、嶋崎専門委員  
（審議協力者）総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県  
（事務局）内閣府統計委員会担当室、総務省政策統括官室  
（調査実施者）総務省統計局

4 議 題 社会生活基本調査の変更について

### 5 結果概要

#### （1）庶務事項

部会長から部会長代理として、津谷委員が指名され、了承を得た。

#### （2）調査計画に関する審議

平成 23 年に実施される社会生活基本調査の計画について、総務省政策統括官室から諮問の概要が説明された後、個別の論点ごとに審議が行われた。

審議の概要は、以下のとおり。

##### ア 勤務形態の追加（調査票 A、B）

調査事項の追加については了承された。

ただし、記入上の注意の書き方について、実施者において再検討することとなった。

主な意見は、次のとおり。

- 短時間勤務について、就業状況は様々なので、「同じ事業所で働くフルタイムの人に比べ」と限定せず、単に「フルタイムの人に比べ」という書きの方が理解を得やすいのではないか。
  - フルタイムの定義が事業所によって異なるため、正確性の観点から記載したもの。
  - 定義の正確性も大事だが、回答のしやすさの点から、条件は少ない方がよいのではないか。
  - すぐ上で「フルタイム」の説明がされていることから、「同じ事業所で」と限定せず、「フルタイムの人に比べ」という書き方でも、短時間であるという意味は伝わるのではないか。
- 「ふだんの 1 週間の就業時間」の設問は、副業を含んでいるので、主な仕事について把握している本問と分析の関係で齟齬は生じないのか。
  - 例えば、短時間勤務の仕事を複数している場合、1 週間の就業時間が長くなるが、生活時間を書く欄で複数の仕事をしていることが分かるので、論理チェックは可能と考える。

イ 年次有給休暇の取得日数の追加（調査票A、B）、連続休暇の取得状況の削除（調査票A）  
年次有給休暇の取得日数を追加し、連続休暇の取得状況を削除することについては了承された。

ただし、年次有給休暇を取得していない人について、より正確に把握できるよう、実施者において再検討することとなった。

主な意見は、次のとおり。

- 国際比較の上からも、日本独自の連続休暇の取得状況よりも、比較性の高い年次有給休暇の取得日数を把握することは適当と考える。
- 調査票の原案では、年次有給休暇が付与されていない者について「その他（有給休暇がない、1年間連続して働いていないなど）」で把握することとされている。しかし、「0日」の選択肢もあることから、そちらに誤答されるおそれがある。については、取得日数を把握する前に、「付与の有無」を把握することが望ましい。

ウ 1週間の希望就業時間の追加（調査票A、B）

調査事項の追加については了承された。

ただし、有業者における項目と無業者における項目の時間階級について、実施者において再検討することとなった。

主な意見は、次のとおり。

- 無業者の項目では「希望する時間だけ働けるとすれば」としており、有業者の項目でも、同じように「希望する時間だけ働けるとすれば」とすべき。  
→ 有業者に対する設問の記載は、指摘のとおり修正。
- 分析の観点から、無業者への設問と有業者への設問の時間階級はそろえることが望ましい。有業者については就業時間との比較の観点もあるため「0時間」を加えるにとどめ、そのほかは、無業者への設問を有業者への設問に合わせてはどうか。
- 調査票の原案では、単に「希望する時間」について記入を求めるものとなっているが、「時間当たりの賃金が今と同じ」という趣旨の条件を付すべきではないのか。  
→ この調査は、あくまで生活時間調査であって、労働関連統計調査ではない。その意味でも、設問はシンプルであるべきと考える。

エ ふだんの健康状態の追加（調査票A、B）

調査事項の追加については了承された。

ただし、仕事上の支障と連動した設問になっていることに疑義があり、実施者において再検討することとなった。

主な意見は、次のとおり。

- 本人の自己申告による健康状態と、検診により把握できる健康状態は、8割程度の確率で合致している。したがって、健康状態が、個人の主観が入る設問であるとしても、分析上は問題ないと考える。
- 本調査は、あくまで生活時間調査であることを考えると、生活の大きな柱である「仕事」と、健康を結び付けている計画は適当と考える。

- 長時間働かざるを得ない人は、「健康上の問題はない」ようにせざるを得ないのが実態であって、クオリティ・オブ・ライフの観点から見ると、逆説的な設問になりかねない。むしろ、仕事との結び付きがない設問、例えば、「健康、おおむね健康、あまり健康ではない、健康ではない」といった選択肢にすることがよいのではないか。
  - そのような設問であれば、有業者に限定する必要はない。
  - 仕事とのかかわりを捨象した設問にすると、客観性の確保の点で懸念がある。また、有業者に限定しない調査事項にする場合、調査票上のスペースの問題もある。ただ、指摘を踏まえて検討する。
- 統計調査において「健康上の問題はない」、「健康上の問題がある」という表現は一般的なものなのか。

#### オ 個人の年間収入の追加（調査票A、B）

調査事項の追加については了承された。特に、再検討事項はなかった。

主な意見は、次のとおり。

- 収入については、忌避感の強い事項でもあり、個人に収入を聞く場合には、自らの勤労収入に限定することが望ましく、調査計画は適当と考える。
- 個人に対して、収入に関する項目の記入を求めるときには、複数の情報を合算させないことが重要。一方、世帯全体の収入について聞く場合には、除外するものを設けずに一括して記入させることが報告負担を軽減する意味でも重要。

## 6 次回予定

次回部会は、11月16日（火）（14時開始予定）に、総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、今回の審議で示された要検討事項及び今回審議されなかった論点について、審議することとされた。